

北海道建設業審議会  
総合評価方式検討専門委員会  
報告書

～北海道における総合評価方式のあり方2012～

平成25年5月  
北海道建設業審議会  
総合評価方式検討専門委員会

|   |    |
|---|----|
| 1 専門委員会設置と報告主旨                            | 1  |
| (1) 北海道の行政課題と報告書の主旨                       |    |
| (2) 開催履歴                                  |    |
| 2 入札契約制度の沿革                               | 2  |
| (1) 全国の動向                                 |    |
| (2) 北海道の入札契約制度の沿革                         |    |
| 3 北海道の総合評価方式                              | 3  |
| (1) 取り組みの経緯                               |    |
| (2) 制度概要                                  |    |
| (3) 北海道建設業審議会総合評価方式検討専門委員会報告と制度見直し        |    |
| (4) 実施実績                                  |    |
| 4 総合評価方式の基本理念                             | 5  |
| (1) 公共工事の品質確保を促進する制度の充実                   |    |
| (2) 競争参加者の能力の適切な評価                        |    |
| (3) その他の視点                                |    |
| 5 制度見直しの方向                                | 7  |
| (1) 発注事務の効率化                              |    |
| (2) 若年技術者評価の検討                            |    |
| (3) 社会貢献活動の評価の見直し                         |    |
| (4) 地域建設業経営環境評価の細分化                       |    |
| (5) 新規雇用者の評価                              |    |
| (6) 技術評価項目の配点バランス                         |    |
| 6 今後の課題                                   | 10 |
| (1) 継続した見直しの必要性                           |    |
| (2) 総合的な品質確保の取り組み                         |    |
| 参考資料                                      | 11 |
| 1 北海道における建設業の概況                           |    |
| 2 「北海道における総合評価方式のあり方」(平成22年2月)の報告内容と制度見直し |    |
| 3 委員会設置要領及び委員会構成委員                        |    |

### 1 委員会設置と報告主旨

#### (1) 北海道の行政課題と報告書の主旨

北海道の建設投資額は、平成5年度のピーク時に比べ、平成23年度では、約46%に減少しているものの、建設業許可業者数は、平成11年度のピーク時に比べて平成23年度では約80%になっている。(参考資料1参照)

建設投資額の急激な減少は、市場における需要と供給のバランスを崩し、業者間の競争を激化させ、収益性の低下や、雇用環境の悪化などの様々な問題を招いた。とりわけ、受注をめぐる競争が激化し低価格入札、いわゆる、ダンピング受注が急増したことで、粗雑工事の発生、下請け業者や労働者へのしわ寄せなど公共工事の品質低下が懸念された。

このような背景を踏まえて、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)が施行された。品確法では、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の適用を挙げている。

道においては、平成16年度より総合評価方式の試行を開始し、平成19年8月「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」に基づき、総合評価方式の適用範囲の拡大や、制度の充実を図ってきており、その実施方針や評価方法の総括的な事項について意見聴取をするため、平成21年9月に「北海道建設業審議会」に「総合評価方式専門検討委員会」を設置し、委員会報告を基に、総合評価方式の制度見直しをしてきたところである。(参考資料2)

当委員会では、道からの求めに応じ、平成23年度から二カ年間で、道の総合評価方式の実施状況検証結果の報告や、オブザーバーとして参加いただいた建設業協会の皆様の意見を参考としながら、この度、北海道の総合評価方式のあり方や制度充実へ向けた提案、意見交換した内容を取りまとめたので、報告する。

北海道における総合評価方式が、北海道の建設業の実務を踏まえたより適切な入札契約制度として実施されていくことを委員会として望むものである。

#### (2) 開催履歴

[平成23年度]

第一回 平成23年11月1日(火)

第二回 平成24年1月26日(木)

[平成24年度]

第一回 平成24年9月6日(木)

第二回 平成24年12月17日(月)

第三回 平成25年1月30日(水)

### 2 入札契約制度の沿革

#### (1) 全国の動向

入札契約制度改革は、国、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を目的とし、平成12年11月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、その法の趣旨を踏まえ、平成13年3月に「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が閣議決定され、平成18年5月には改正が行われている。

また、公共投資の減少に伴う価格競争の激化及び公共事業の品質の低下の懸念に伴い、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、公共工事の品質確保に関する基本理念と発注者の責務の明確化及び「価格のみの競争」から「価格と品質が総合的に優れた内容の契約」への転換を目的とした総合評価方式の取り組みが位置づけられた。

平成23年8月には、公共工事の発注は、国、特殊法人等及び地方公共団体といった様々な主体によって行われているが、その受注者はいずれも建設業者であって、公共工事に係る不正行為等に関する建設業者の意識の確立と建設業の健全な発達を図る上では、各発注者が統一的、整合的に入札及び契約の適正化を図っていくことが不可欠であるとの考えのもと、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が閣議決定されている。

平成21年11月には、国土交通省直轄事業における公共事業の品質のさらなる確保・向上を図るため、総合評価方式の活用・改善や多様な入札・契約制度の導入等、入札・契約に関する諸課題への対応方針について有識者から意見を聴取することを目的として、「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」※1を設置し、平成24年2月には、「総合評価落札方式の改善(案)」として、

- ・施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ・施工能力の評価は大幅に簡素化
- ・技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ・評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

という総合評価方式の改善案が公表された。

#### (2) 北海道の入札契約制度の沿革

道では、平成19年8月に「入札契約制度の適正化に係る取組方針」を策定し、「透明性の確保」や「公正な競争の推進」などといった、入札契約手続きの適正化のほか、「適正な施工の確保」として、行き過ぎた低価格競争の抑制と品質低下防止に向けた取組みを定めた。

また、「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」を策定し、「総合評価方式の活用」による価格と品質が総合的に優れた内容の契約の実施や、品質を確保する主旨から「技術と経営に優れた企業づくり」について取り組んでいく方針が定められた。

平成21年9月には、北海道建設業審議会に総合評価方式検討専門委員会を設置し、平成22年2月に「北海道総合評価方式のあり方」としてまとめられた報告を基に、北海道では、平成22年2月に「地域社会貢献活動」や「地域建設業経営環境評価」を新たに評価項目とし、総合評価方式のガイドライン改正を行った。

その後、社会経済情勢などの変化を踏まえ、技術評価項目の配点見直しなどのガイドラインの改正を平成23年3月、平成24年2月に実施してきた。

※1 「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」

[http://www.nilim.go.jp/lab/peg/sougou\\_hinkakukon.html](http://www.nilim.go.jp/lab/peg/sougou_hinkakukon.html)

#### 3 北海道の総合評価方式

##### (1) 取り組みの経緯

北海道では、平成16年度から総合評価方式を試行し、公共工事の品質確保に向けた動きに合わせて、年々、制度の充実を図っている。

- ・平成16年度 標準型総合評価方式(除算方式)
- ・平成18年度 簡易型総合評価方式(施工計画審査タイプ除算方式)
- ・平成19年度 簡易型総合評価方式(施工実績審査タイプ除算方式)
- ・平成20年度 簡易型総合評価方式(施工計画審査タイプ加算方式)  
標準型及び簡易型総合評価方式施工計画審査タイプにおいて確実性審査
- ・平成21年度 簡易型総合評価方式(施工実績審査タイプ加算方式)

また、道ではより一層の透明性や客観性の確保に向け、平成21年度から各発注機関において設置される総合評価審査委員会の委員について、全て学識経験者とする事、総合評価の公表については、評価項目や項目毎の配点に加えて、評価項目毎の配点の設定理由についても公表するとともに、落札者決定後、入札参加者から申請があった場合に技術提案の評価内容を説明するなどを行うなど、様々な取り組みを進めている。

##### (2) 制度概要

###### 〔標準型〕

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するため、工事の施工条件や環境条件から工事ごとの施工上の技術的課題を踏まえて評価項目を設定し技術提案を求める。当該実現性や安全性等について審査し、価格との総合評価を行う。

###### 〔簡易型〕

技術的な工夫の余地が少ない工事において、設計図書により発注者が示す仕様に基づく施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画や工事施行成績等に基づき技術力を審査し、価格との総合評価を行う。

##### (3) 北海道建設業審議会総合評価方式検討専門委員会報告と制度見直し

北海道では、平成21年9月に「北海道建設業審議会」に「総合評価方式検討専門委員会」を設置し、委員会は、平成22年2月に「北海道における総合評価方式のあり方」を報告している。北海道では、この報告に基づくとともに、専門委員会や建設業協会からの意見を踏まえ、平成22年3月に総合評価方式の技術評価項目の適用範囲の見直しや技術評価項目の新規追加などといった制度を見直しており、その内容を参考資料2に示す。

## (4)実施実績

平成16年度から標準型を実施し、簡易型を制度創設した平成18年度から、年々実施件数は増加している。

平成23年度における実施率は、工事全体4,544件の約18%となっている。

| 種類(形式) |           |      | 項目      | 建設部     |     | 農政部     | 水産林務部 | 合計  |     |    |     |
|--------|-----------|------|---------|---------|-----|---------|-------|-----|-----|----|-----|
|        |           |      |         | 建設管理部   | 建築局 |         |       |     |     |    |     |
| 標準型    |           |      | H16実施件数 | 1       | -   | -       | -     | 1   |     |    |     |
|        |           |      | H17実施件数 | 1       | -   | -       | -     | 1   |     |    |     |
|        |           |      | H18実施件数 | 0       | -   | -       | -     | 0   |     |    |     |
|        |           |      | H19実施件数 | 4       | -   | -       | -     | 4   |     |    |     |
|        |           |      | H20実施件数 | 6       | -   | -       | -     | 6   |     |    |     |
|        |           |      | H21実施件数 | 1       | -   | -       | -     | 1   |     |    |     |
|        |           |      | H22実施件数 | 1       | -   | -       | -     | 1   |     |    |     |
|        |           |      | H23実施件数 | 2       | 0   | 0       | 0     | 2   |     |    |     |
| 簡易型    | 施工計画審査タイプ | 除算方式 | H18実施件数 | 64      | -   | 1       | 2     | 67  |     |    |     |
|        |           |      | H19実施件数 | 88      | 10  | 19      | 15    | 132 |     |    |     |
|        |           |      | H20実施件数 | 50      | 6   | 13      | 17    | 86  |     |    |     |
|        |           | 加算方式 | H21実施件数 | 56      | 3   | 8       | 4     | 71  |     |    |     |
|        |           |      | H20実施件数 | 57      | 3   | 7       | 3     | 70  |     |    |     |
|        |           |      | H21実施件数 | 95      | 9   | 8       | 3     | 115 |     |    |     |
|        |           |      | H22実施件数 | 160     | 5   | 6       | 0     | 171 |     |    |     |
|        |           |      |         | H23実施件数 | 211 | 21      | 4     | 0   | 236 |    |     |
|        | 施工実績審査タイプ | 除算方式 | H19実施件数 | 63      | 3   | 10      | 12    | 88  |     |    |     |
|        |           |      | H20実施件数 | 132     | 11  | 43      | 19    | 205 |     |    |     |
|        |           |      | H21実施件数 | 209     | 5   | 41      | 17    | 272 |     |    |     |
|        |           | 加算方式 | H21実施件数 | 57      | 18  | 0       | 0     | 75  |     |    |     |
|        |           |      | H22実施件数 | 370     | 31  | 149     | 37    | 587 |     |    |     |
|        |           |      |         |         |     | H23実施件数 | 380   | 19  | 128 | 31 | 558 |
|        |           |      |         |         |     | H22実施件数 | 7     | 0   | 0   | 0  | 7   |
|        |           |      |         | H23実施件数 | 9   | 0       | 0     | 0   | 9   |    |     |
|        |           |      |         | H22実施件数 | 7   | 0       | 0     | 0   | 7   |    |     |
|        |           |      | H23実施件数 | 9       | 0   | 0       | 0     | 9   |     |    |     |
| 合計     |           |      | H16実施件数 | 1       | -   | -       | -     | 1   |     |    |     |
|        |           |      | H17実施件数 | 1       | -   | -       | -     | 1   |     |    |     |
|        |           |      | H18実施件数 | 64      | -   | 1       | 2     | 67  |     |    |     |
|        |           |      | H19実施件数 | 155     | 13  | 29      | 27    | 224 |     |    |     |
|        |           |      | H20実施件数 | 245     | 20  | 63      | 39    | 367 |     |    |     |
|        |           |      | H21実施件数 | 418     | 35  | 57      | 24    | 534 |     |    |     |
|        |           |      | H22実施件数 | 538     | 36  | 155     | 37    | 766 |     |    |     |
|        |           |      | H23実施件数 | 602     | 40  | 132     | 31    | 805 |     |    |     |

### 4 総合評価方式の基本理念

委員会では、北海道における公共工事の品質確保の更なる促進に向け、これまでの総合評価方式の制度や実施状況の検証結果を踏まえ、様々な観点から検討が行われた。その中では、品質確保に関する事項のほか、建設業の経営、雇用の確保、社会資本の維持管理や地域の安全安心の確保といった、公共事業実施に関係する幅の広い視点に立った意見交換や検討も行われた。

総合評価方式の制度充実には、より広い視野のもと、その内容や評価項目が盛り込まれるべきであると考えており、ここに「総合評価方式の基本理念」として、その内容を示す。

#### (1) 公共工事の品質確保を促進する制度の充実

総合評価方式は、平成5年12月の中央建設業審議会の「価格だけではなく、工期、安全性、維持管理費用、デザインなどの要素をも総合的に評価することにより契約の相手方を決定する技術提案総合評価方式の導入を検討すべきである。」とする建議を端緒として、全国的にその取り組みが検討され、平成17年3月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行により、全国の発注機関において実施されることとなった。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本理念においては、

##### <基本理念>

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

とされており、道においても、発注者として主体的に責任を果たし、公共工事の品質確保を推進するため、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約が適切になされるよう、総合評価方式の制度の充実にも努めなければならない。なお、制度の充実にあたっては、技術的能力を有する競争参加者による競争の実現や、発注事務が円滑かつ適切に行われるよう、透明性を確保しつつ、効率性や公平性を担保できるように工夫する必要がある。

#### (2) 競争参加者の能力の適切な評価

公共工事の目的物の品質が的確に確保されるためには、その施工に必要な技術的能力を有する者が公共工事を施工することが重要である。加えて、民間事業者の高度な技術提案や創意工夫が活用されることで、工期短縮などの施工の効率化が図られるだけでなく、最近、大きな課題となっている長寿命化への寄与などにより、維持管理を含めた公共事業全体の効率的な執行にもつながる。

また、総合評価方式においては、価格に加えて技術提案の優劣などを総合的に評価し、最も評価の高い者を落札者とするのが原則であることから、発注者である道は、事業の目的や工事の内容に応じ、品質の向上に係る技術提案や創意工夫を求めよう努めるとともに、競争参加者の技術的能力を適切に評価しなければならない。

#### (3) その他の視点

公共工事は、道民生活や経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして、社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の道民のために確保されなければならない。しかし、公共工事の品質を現在および将来にわたり確保することは、公共工事を施工し、完成した目的物を維持管理するために

必要な技術的能力を有した民間事業者が存在しなければ、困難である。

特に北海道は、広域分散地域を形成しており、各地域における公共工事を施工し維持管理をするためには、その地域における技術力を有した建設企業が不可欠である。また、地域の建設企業の存在は、除雪や災害時の緊急出動、応急工事の実施など、地域の安全安心を確保するためにも必要であり、地域の雇用確保にも寄与している。

このため、入札公募における地域要件の設定や、総合評価方式において工事を円滑に進めるため、工事を施工する地域の自然的・社会的条件に関する熟知度や、地域における災害時協力といった、様々な社会貢献への取り組みを評価することは、公共事業の品質確保に加えて、地域の建設企業の存続につながる仕組みであり、今後とも継続して実施するべきである。



### 5 制度見直しの方向

総合評価方式の過去三カ年間の実施結果について、以下の課題が抽出された。

- ・競争が激化している地域が拡大傾向にあり、受注者・発注者双方の事務量が增大している
- ・配置予定技術者の経験年数を評価する仕組みは適切か。
- ・社会貢献活動は、建設企業の負担が増しているなか、落札決定の要因となっていない現状であり、見直しが必要である。
- ・地域建設企業の経営環境は毎年変化しているなか、地域建設業経営環境評価は、継続的な見直しが必要である。
- ・技術伝承のため、若年技術者の登用や新規雇用に繋がる取組みが必要である。

委員会では、これらの課題に対処する方法として、競争入札参加申請者から選抜して技術評価と価格評価で落札者を決定する方式や、競争入札参加者名簿から客観的な基準によって選抜した企業で技術評価と価格評価で落札者を決定する方式、若年技術者登用や新規雇用の確保に繋がる制度、技術評価項目の妥当性などについて、意見交換をした。

主な意見について、次のとおり、取りまとめたので報告する。

#### (1) 発注事務の効率化

競争激化に伴う入札参加者の増加や、総合評価方式の拡充実施により、発注者においては、技術評価項目や技術提案などの審査・集計、建設業地域環境影響評価点の再計算など、事務作業量が増加し、競争参加者においては、技術提案の申請や配置予定技術者の拘束などの負担が増加している現状にある。

受発注者双方の業務を効率的に実施するためには、十分な競争環境を確保しつつ、競争入札参加申請者から客観的な技術基準で一次選抜をし、その選抜者から技術提案の申請を求め、技術審査をし、価格と技術で総合的に落札者を決定する方法の導入を検討すべきである。

この方法は、現行の簡易型総合評価方式に比べ、入札公告から落札者決定・契約までに、約二倍の手続き期間を要することから、競争入札参加者名簿から客観的な基準によって選抜した企業で、技術評価と価格評価で落札者を決定する手続き期間が短い方法も考えられるが、先の方法の施行結果の検証や、社会経済情勢などの変化を踏まえたうえで、その仕組みなどについて検討すべきである。

#### (2) 若年技術者評価の検討

建設業法第26条に基づき、建設業者は施行上の管理者として主任(監理)技術者を工事現場に配置しなければならないことから、総合評価方式では、全国的に、その保有資格を評価する仕組みを導入してきた。道でも、配置を予定する技術者の資格と、その保有年数の長さに応じた加点評価をしてきたところである。しかしこのことについて、建設業界からは、経験年数が短い若年技術者の登用や育成の機会に恵まれず技術が伝承されないといった意見が寄せられている。

このため、若年技術者の登用や育成が促進され、技術研鑽や技術伝承につながる継続教育制度の活用や、技術資格取得意欲向上への誘因となる配置予定技術者評価の仕組みを検討すべきである。

#### (3) 社会貢献活動の評価の見直し

平成23年度及び平成24年度の道の総合評価方式の実施結果の検証では、社会貢献活動については、競争が激化している札幌・帯広の地域ばかりでなく、その他の地域においても、差がつかない項目となっている。これは、総合評価方式で加点評価されるため、大多数の建設業者が社会貢献活動に取組み始めたことが、結果として差がつかない技術評価項目となったと史料される。

一方、建設業界からは、「地域貢献のボランティアが過度となっており、利益率低下とあいまって会社負担の増加となっているため見直してほしい。」などの意見が寄せられている。

道では、社会貢献活動については、競争入札参加資格者の審査時、工事受注後の工事施行成績評定時、総合評価方式の技術評価において、評価しているところである。

社会貢献活動は、工事施行成績との評定では、工事完成後の総合評価方式において2カ年間もしくは4カ年間評価されることから、総合評価方式の技術評価項目の社会貢献実績として、併せて評価するまでもなく、総合評価方式において評価されているところである。加えて、入札参加資格申請で評価された実績は格付け審査の技術・社会点として、2カ年間加点されるところである。技術評価項目として落札決定に影響しない項目となったことから、総合評価方式の技術評価項目として評価する必要性について検討すべきである。

#### (4) 地域建設業経営環境評価の細分化

「地域建設業経営環境評価」は、地域の経済、雇用の下支えの役割を果たしている地域建設業が継続的に経営できる環境を整備する観点や、工事のさらなる品質確保を図るため、平成22年度から導入している

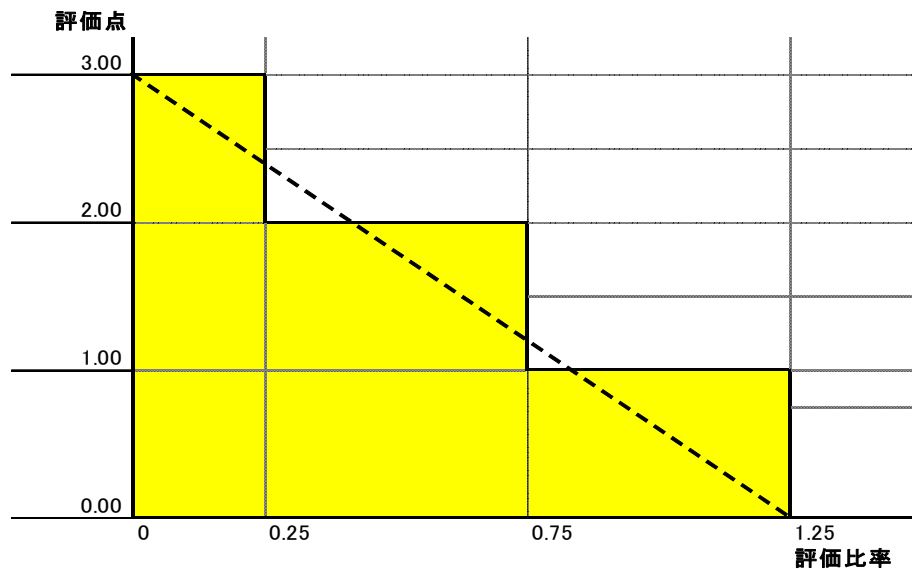


図 地域建設業経営環境評価の評価比率と評価点(平成24年度現在)

これまで、経営環境を決め細やかに反映させるために、平成23年と平成24年のガイドライン改定において、配点の見直しをしてきている。地域の建設企業の経営環境は、年々変化しており、評価比率や評価点の継続的な見直しが必要である。

#### (5) 新規雇用者の評価

建設企業における新規雇用は、建設技術の伝承に加え、地域経済の活性化や地域コミュニティの維持に資するものである。委員会では、「最大の地域貢献は、地域における雇用の確保である」という意見も出ており、新規雇用を行った企業の経営支援につながる制度の導入の検討が必要である。

#### (6) 技術評価項目の配点バランス

価格と技術を総合的に評価するため、価格評価点を20点から30点、技術評価点をタイプ別に最大20点から31.5点配点することとしており、平成23年度の落札結果を観ると、概ね価格と技術の総合的な評価によって落札者が決定されている結果であった。このため、価格評価点と技術評価点の配点バランスは概ね良好であるといえる。

新たに、若年技術者の評価や新規雇用者を加算評価などするといった、新たな仕組みを導入する場合は、価格評価点と技術評価点の配点割合を維持しつつ、技術評価項目間の配点バランスをとる必要がある。

6 今後の課題

(1) 継続した見直しの必要性

北海道は、道民が安心して生活できる社会基盤を整備する役割を担っており、それは地域の建設業者の継続的な経営がなくては果たせない役割である。

一方、建設産業は、公共投資の縮小の中で、競争の激化や、地域を支える建設業者の疲弊、就労環境の悪化等を背景とした新規若年就労者の減少など、厳しい状況に直面している。また、少子高齢化の進展や景気悪化、将来見通しの不透明さと相まって、年々厳しさを増している。

総合評価方式は、価格と技術により総合的に評価し、品質の高い社会資本整備を目指すものである。その制度設計においては、企業の技術的優位性を評価することに加え、雇用の確保や地域経済への配慮、地域の安全安心を確保するといった社会貢献性など、地域に根ざした取り組みを評価することで、地域建設業者の継続的な経営を支援する側面を有している。

このため、公共工事を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中、今後も、道における総合評価方式については、その実施状況の検証や建設業協会の意見を聴取しながら、社会資本整備の品質確保とともに、適正な利潤確保のもと、技術と経営に優れた企業が継続的な経営環境を維持できるよう、不断の見直しを実施していくことが期待される。

(2) 総合的な品質確保の取り組み

公共工事は、道民生活などの基盤となる社会資本を整備するものであり、その品質は、現在及び将来の道民のために確保されなければならない。このため、建設工事の実施においては、品質の確保された施工が必要であり、施設建設後においては、適切な維持管理が必要である。

施設の劣化は、材料選定や施工の良否といった建設段階での要因に加え、材料そのものの経年変化のほか、周辺環境や気象変動の影響、施設使用状況、施設建設後の維持管理などの要因が複合的に作用して進行することが考えられる。このうち、建設段階での品質は、材料選定や責任施工、検査検定などといった受発注者の双方の取り組みにより確保するものである。また、品確法施行後では、総合評価方式の実施において、建設業者の技術提案や工事施行成績評定を活用した施工能力の判定といった品質確保の取り組みも行われている。

一方、施設建設後においては、施設管理のデータベースを作成して、点検や修繕の履歴を蓄積し、施設維持管理戦略を策定しながら、施設を予防保全的に修繕し、最小の費用で施設全体の健全性を維持する施設長寿命化の取り組みも行われている。

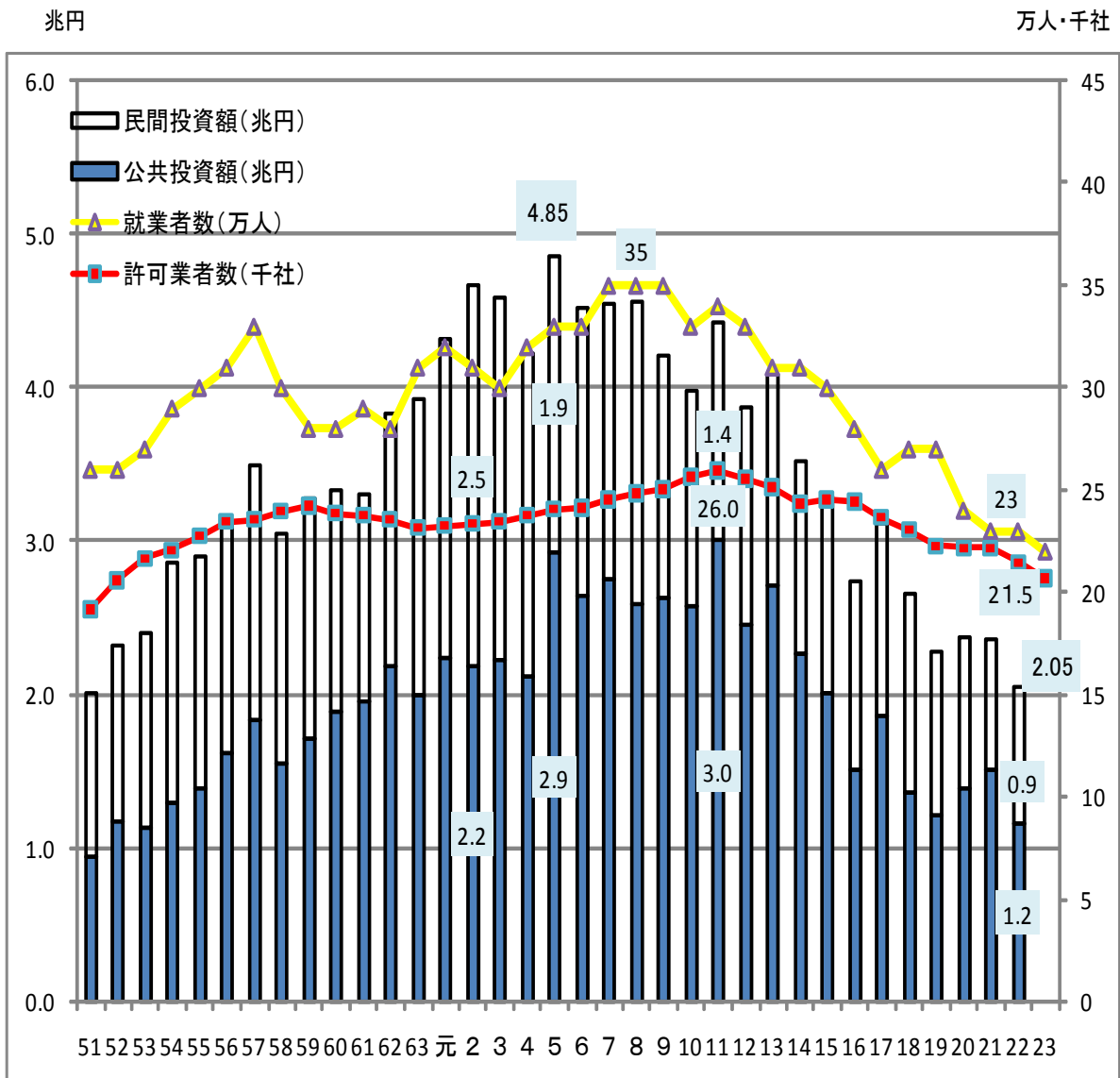
また、大学や試験研究機関においては、劣化要因と劣化メカニズムの関係に関する学術的な研究が行われるとともに、民間企業による新製品や新技術の開発も行われ、これらの研究成果は、建設段階での品質確保の取り組みや、施設維持管理戦略の策定といった施設建設後の品質確保の取り組みへ活用されている。

こうした品質確保の取り組みは、その一つ一つの進展とともに、一体化し総合的な品質確保の取り組みとして醸成させていくことが期待される。

## 北海道における建設業の概況

### 1 建設投資額・許可業者数・就業者数の推移（北海道）

○建設投資額：平成5年度の4.85兆円をピーク→平成22年度は2.05兆円と約42%まで減少  
 ○許可業者数：平成11年度の2.6万社をピーク → 平成22年度は2.15万社と約83%まで減少  
 ○建設業就業者数：平成7～9年の35万人をピーク→平成22年は23万人と約66%まで減少



出典：建設投資額：国土交通省「建設総合統計」、建設業就業者数：総務省「労働力調査」  
 許可業者数：北海道建設部建設管理局建設情報課調

「北海道における総合評価方式のあり方」(平成22年2月)の報告内容と制度見直し

【総合評価方式の適用区分】

| 項目          | 報告内容   | 制度見直し  |
|-------------|--|--|
| 総合評価方式の適用範囲 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注標準Aランク工事を基本として実施することを検討</li> <li>・専門的工事は、その施工規模や施工内容に応じて適用のあり方を検討</li> <li>・2,500万円以上の工事でも工事の難易度など必要に応じて総合評価方式を適用</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則A等級を対象</li> <li>・2,500万円以上の工事でも工事の難易度などに応じて適用<br/>(平成22年3月31日改定)</li> </ul>  |
| 各タイプの適用区分   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な工事に対して、簡易型では施工計画審査タイプの適用を検討</li> <li>・工事の施工規模及び難易度などを総合的に判断し、簡易な施工計画を求める必要がある場合は、施工計画審査タイプを適用し、その他は施工実績審査タイプの適用を検討</li> <li>・大規模な工事の基準となる「特定企業体の運用基準」である予定価格3億円以上についても引き下げる方向で検討すべき</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準型:5億円以上</li> <li>・簡易型:5億円未満</li> <li>施工計画審査タイプ:3億円以上<br/>高工事難度</li> <li>施工実績審査タイプ:上記以外<br/>(平成22年3月31日改定)</li> </ul> |

【評価値の算出方法】

| 項目             | 報告内容  | 制度見直し   |
|----------------|---|---|
| 算出方法           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に加算方式での実施を検討</li> <li>・WTO対象工事は、全国的な取扱いとの整合を図り、除算方式で実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・WTO対象工事を除き加算方式に一元化<br/>(平成22年3月31日改定)</li> </ul>  |
| 価格評価と技術評価のバランス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・価格と技術を総合的に評価するため技術評価を高める必要がある。</li> <li>・現在の価格評価点と技術評価点の比率(45:20)を最大1:1程度まで引き上げることを検討</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術評価のウエイトを高める</li> <li>施工計画審査タイプ<br/>(45:20)→(30:30)</li> <li>施工実績審査タイプ<br/>(45:15)→(30:20)<br/>(平成22年3月31日改定)</li> </ul> |
| 価格評価点の算出方法     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の範囲内での積算能力に対する評価点を20点とし、低入札価格調査基準価格において45点となるように直線配分する方法は、応札額により評価が大きく左右するため、配点格差を小さくする検討が必要</li> <li>・価格評価点については、全国的に広く汎用されている「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」で例示された算出方法を用いることを検討する必要</li> <li>・積算能力に対する評価点の20点は今後も据え置き、低入札価格調査基準価格を下回る範囲についてはこれまでどおり一定とする必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価値の算出に加算方式を採用<br/>(平成22年3月31日改定)</li> </ul>  |

|                  |  |   |
|------------------|--|---|
| <p>低価格入札への対応</p> | <p>・公共工事が縮小する中で、低価格入札対策は非常に重要であり、国の求めに応じ失格判断基準を積極的に活用し、現在の最低制限価格などの引き上げの主旨を踏まえ、工事の品質確保はもとより、地域経済・雇用の下支えの役割を果たしている建設業が継続的に経営できる環境を整備する観点から、当面の措置として失格判断基準を引き上げるべき</p> | <p>低入札価格調査制度の失格判断基準の引き上げ<br/>(平成 22 年 3 月 31 日改定)</p> |
|------------------|--|---|

【評価項目について】

|                  |   |   |
|------------------|---|---|
| <p>評価項目のあり方</p>  | <p>・「企業の技術力の評価」、「地域性の反映」、「地域建設業経営環境の評価」の3点を基本的な見直しの視点とするべき</p>  | <p>・地域建設経営環境の評価を新規追加<br/>(平成 22 年 3 月 31 日改定)</p>                           |
| <p>評価項目の検討方向</p> | <p>・企業の技術力を評価する「施工計画」、「企業の施工能力」、「配置予定技術者」と、企業の信頼性・社会性を評価する「地域精通度」、「地域貢献度」は、引き続き評価項目とするべき<br/>・地域経済・雇用の下支えの役割を果たしている地域建設業が継続的に経営できる環境を整備する観点から、新たに「地域建設業経営環境評価」を評価項目に加える検討</p>                       |   |
| <p>施工計画</p>      | <p>・「簡易な施工計画」の項目を複数にする検討<br/>・評価対象項目の明確化や評価基準の統一化を進め、より一層の透明性や客観性の確保を図る検討<br/>・より多様な評価が可能となるよう「工程管理に係わる技術的所見」及び「施工上の課題に対する技術的所見」の中で、条件変動への対応(設計変更への対応)の考え方及び地球環境への対策について求める検討。<br/>・オーバースペックに配慮</p> | <p>・求める項目を複数化し配点を引き上げ<br/>(平成 23 年 3 月 7 日改定)</p>                           |
| <p>企業の施工能力</p>   | <p>・企業の技術力を反映する項目として、工事施行成績の評価方法を検討<br/>・表彰実績は、企業の施工能力を示す項目であり、技術力の向上を図るため引き続き評価<br/>・ISOマネジメントシステムは、これまで企業の施工能力を評価しており、引き続きISO9001、ISO14001の認証を評価</p>  | <p>・工事施行成績は、よりきめ細やかな評価とし5段階(2点刻み)から9段階(1点刻み)へ変更<br/>(平成 23 年 3 月 7 日改定)</p> |
| <p>配置予定技術者</p>   | <p>・主任技術者の資格及びCPDの取得を引き続き評価するとともに、新たに「各土木現業所の優良現場代理人表彰」を評価項目に加える検討</p>  | <p>・経験10年超過一級土木施工管理技士を技術者と同等評価</p>  |

|             |   |   |
|-------------|---|---|
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1級土木施工管理技士」「技術士」を評価しており、品質確保のため引き続き評価</li> <li>・「1級土木施工管理技士」の有資格者期間についても評価基準に加える検討</li> <li>・優良現場代理人表彰は、優れた施工を行った者を評価することにより、適切な施工が期待できるため、新たに評価することを検討</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに優良現場代理人を評価<br/>(平成22年3月31日改定)</li> </ul>                                   |
| 地域精通度       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工実績を積むことにより、地域の状況を広く把握し地域における確実な施工を図るため、引き続き評価</li> <li>・工事が縮減されていることから対象期間を15年間に延長し、引き続き評価</li> <li>・地域性を配慮するため工事特性により選択できるように検討</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での施工実績期間を延長(10年→15年)<br/>(平成22年3月31日改定)</li> </ul>                          |
| 地域貢献度       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる営業所の所在地及び災害時の協力などを引き続き評価するとともに、企業の地域社会における各種地域社会貢献活動を選択項目として、新たに評価項目に加える検討</li> <li>・地域の状況を踏まえ、「地域奉仕活動」「地域貢献活動」、「建設雇用改善優良事務所表彰」、「環境対策の認証制度」、「地域の技能士活用」「地域の下請け活用」などの取り組み実績や工事期間中における取り組み計画について、各発注機関が選択し評価できるように検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会貢献活動の評価を新規追加<br/>(平成22年3月31日改定)</li> </ul>                                |
| 地域建設業経営環境評価 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の経済・雇用の下支えの役割を果たしている地域建設業が継続的に経営できる環境を整備する観点から、新たに評価項目に加える検討</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の施工可能額を評価し、比率が低い企業に高い評価を付与する「地域建設業経営環境評価」を新規追加<br/>(平成22年3月31日改定)</li> </ul> |

【簡素化、迅速化への取組み】

| 項目      | 報告内容  | 制度見直し  |
|---------|---|--|
| 発注者の取組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施工事の適用範囲及びタイプ別の適用区分の明確化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用範囲・適用区分を明確化<br/>(平成23年3月7日改定)</li> </ul> |
| 受注者の取組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出書類の電子化</li> </ul>                 |  |



## 委員会設置要領及び委員会構成委員

### 【委員会設置要領】

#### 北海道建設業審議会 総合評価方式専門検討委員会 設置要領

(目的)

第1条 北海道建設業審議会において、総合評価方式に関わる調査審議を行うため、北海道建設業審議会条例(昭和51年北海道条例5号)に基づき、知事が任命した専門委員の調査等の意見を取りまとめるため、総合評価方式検討専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(調査等)

第2条 専門委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について調査等を行う。

- (1) 総合評価方式の実施方針に関すること。
- (2) 総合評価方式による評価方法の総括的な事項に関すること。
- (3) 総合評価方式による落札者決定基準に関すること。
- (4) その他、総合評価方式の実施における必要な事項に関すること。

(委員等)

第3条 委員は、北海道建設業審議会において知事が任命した専門委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。
- 3 専門委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選とする。

(会議の運営)

第4条 委員長は、専門委員会を招集し、主宰する。

- 2 委員以外のものを会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(事務局)

第5条 専門委員会の事務局は、建設部建設管理局技術管理課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、専門委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員に諮って別に定める。

附則

この要領は、平成21年9月9日から施行する。

【委員会構成委員】

| 所 属                                    | 役職名  | 氏 名                 | 備 考 |
|--|------|---------------------|-----|
| 北海道大学公共政策学連携研究部                        | 准教授  | たかの しんえい<br>高野 伸栄   | 委員長 |
| 北海学園大学工学部社会環境工学科                       | 教授   | すぎもと ひろゆき<br>杉本 博之  | 委員  |
| 北海道工業大学空間創造学部都市環境学科                    | 教授   | しらいし さとる<br>白石 悟    | 〃   |
| 北海道大学大学院工学研究科                          | 准教授  | おざわ たけお<br>小澤 丈夫    | 〃   |
| 一般社団法人 第三者社会基盤技術評価<br>支援機構・北海道(HITEST) | 代表理事 | さえき のぼる<br>佐伯 昇     | 〃   |
| 地域経済研究所                                | 理事長  | あざがみ ようきち<br>阿座上 洋吉 | 〃   |

|             |             |                    |        |
|-------------|-------------|--------------------|--------|
| (社)北海道建設業協会 | 総合企画委員会委員長  | なかやま しげる<br>中山 茂   | オブザーバー |
| (社)北海道建設業協会 | 総合企画委員会副委員長 | ふくにし ひでかず<br>福西 秀和 | 〃      |
| (社)北海道建設業協会 | 総合企画委員会委員   | のむら みきお<br>野村 幹夫   | 〃      |
| (社)北海道建設業協会 | 総合企画委員会委員   | あらい やすあき<br>荒井 保明  | 〃      |